

公の施設の使用料のあり方

令和2（2020）年7月
安曇野市役所総務部総務課

1	基本的な考え方	2
2	現状と課題	2
3	使用料の基本ルール	3
	(1) 算定方式	3
	(2) 経費	3
	(3) 対象施設	4
	(4) 負担割合	4
4	基準単価の設定方法	5
	(1) 基準単価の算出	5
	(2) 基本料の設定	6
	(3) 算出例	7
5	留意すべき事項	7
	(1) 類似施設間の調整	7
	(2) 近傍類似施設との比較	7
	(3) 設備・備品等の反映	7
	(4) 激変緩和措置	8
	(5) 効率的な施設運営の取組み	8
6	減免制度の取扱い	8
7	今後の進め方	9

1 基本的な考え方

公の施設については、地方自治法第 225 条に使用料を徴収することができる定められており、これが使用料徴収の根拠となっています。

今回、公の施設の維持管理に要する費用の公費負担における施設を利用する人としな
い人の負担のあり方について、公平性の確保という視点から検討を深め、市民へ根拠と統一した基準を明らかにし、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担するという受益者負担を原則とした使用料体系の構築を図ります。

2 現状と課題

本市の公の施設の使用料は、合併協議会の合意に基づき、現行のサービスを低下させないことを原則とし、住民負担に配慮しながら、旧町村の使用料を参考に定められました。

平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度までの 3 年間の施設の維持管理費用に対する利用者の負担割合を調査したところ、全体で 4 割程度となっており、特に低い施設については、その維持管理の費用が公費、間接的には施設を利用しない人への負担となるため、受益者負担の原則に立ち、負担割合を適正にしていく必要性を確認しました。

【施設区分ごとの利用者の負担割合】

(単位: 千円)

施設区分	維持管理 費用 ①	収入 (減免前) ②	負担割合 ③ ②÷①	稼働率 ④	【参考】		
					実収入 (減免後) ⑤	負担割合 ⑥ ⑤÷①	減免率 ⑦ 1-⑤÷②
スポーツ施設	109,490	71,106	64.94%	22.90%	18,370	16.78%	74.17%
学校施設 (開放)	49,759	30,930	62.16%	22.21%	4,943	9.93%	84.02%
公民館	84,445	31,469	37.27%	12.86%	8,962	10.61%	71.52%
交流学習センター	56,498	9,770	17.29%	19.58%	5,612	9.93%	42.56%
保健センター	32,269	384	1.19%	3.69%	50	0.15%	86.98%
高齢者福祉センター	25,303	1,502	5.94%	13.82%	200	0.79%	86.68%
商工施設	4,346	277	6.37%	0.06%	276	6.35%	0.36%
新規就農者住宅	717	510	71.13%	94.52%	510	71.13%	0.00%
博物館・資料館・記念館	18,486	1,272	6.88%	※1,566 人	538	2.91%	57.70%
キャンプ施設	6,468	263	4.07%	9.11%	263	4.07%	0.00%
駐車場	2,683	3,160	117.78%	-	3,160	117.78%	0.00%
計	390,464	150,643	38.58%		42,884	10.98%	71.53%

※ 博物館・資料館・記念館の稼働率：貞享義民記念館、豊科郷土博物館、穂高郷土資料館の平均年間来場者数

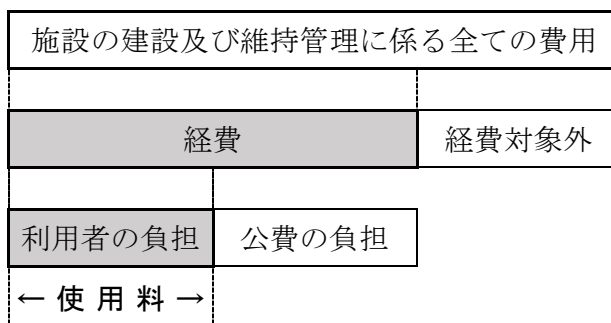
3 使用料の基本ルール

(1) 算定方式

公の施設の使用料の算定にあたっては、受益者（利用者）に負担を求める費用（経費）を明確にし、経費に施設の設置目的や提供される行政サービスに応じて設定した割合（負担割合）を乗じて行うことを基本とします。

【使用料算定のイメージ】

$$\text{使用料} = \text{経費} \times \text{負担割合}$$



(2) 経費

経費の対象とする費用は、施設の維持管理に係る費用とします。

実際の算定では、歳出決算額の直近3年間の平均額を使用することとします。

【経費の対象とする費用(施設の維持管理に係る費用)】

項目	内容	
人件費	施設の維持管理に従事する職員の給与等	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕費等
	役務費	通信運搬費、保険料等
	委託料	清掃、警備、保守点検等に係る委託料
	使用料及び賃借料	借上料、借地料
	備品購入費	取得価格 100 万円未満のもの
施設修繕費	建物等の維持管理、修繕等原状回復に要した経費	

【経費の対象としない費用(資産の取得に係る費用等)】

項目	内容	
資産の取得に係る費用	施設の取得に係る費用（減価償却費）	公の施設は、全ての住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、誰でも利用できるものであるため、これらに係る費用は対象外とします。
	大規模改修費	
	用地取得費	
物件費	備品購入費	重要物品。取得価格が 100 万円以上の備品の購入費

(3) 対象施設

本あり方の対象とする施設は、使用料を徴収する全ての公の施設とします。
ただし、法令等で使用料の額が無料又は算定ルールが定められている施設を除きます。

【対象としない施設】

施設区分	内容
小学校、中学校、図書館	法令等により使用料が無料とされている施設
市営住宅、保育所、児童館等	法令等により使用料の算定方法が定められている施設
上下水道施設	公営企業法が適用される事業に係る施設
指定管理者制度導入施設	指定管理者の自主的な経営が反映される利用料金制度が導入されている施設

(4) 負担割合

負担割合は、公共施設の持つ「選択性」と「市場性」の度合い、いわゆる「施設の持つ公益性」により、利用者の負担割合を設定します。

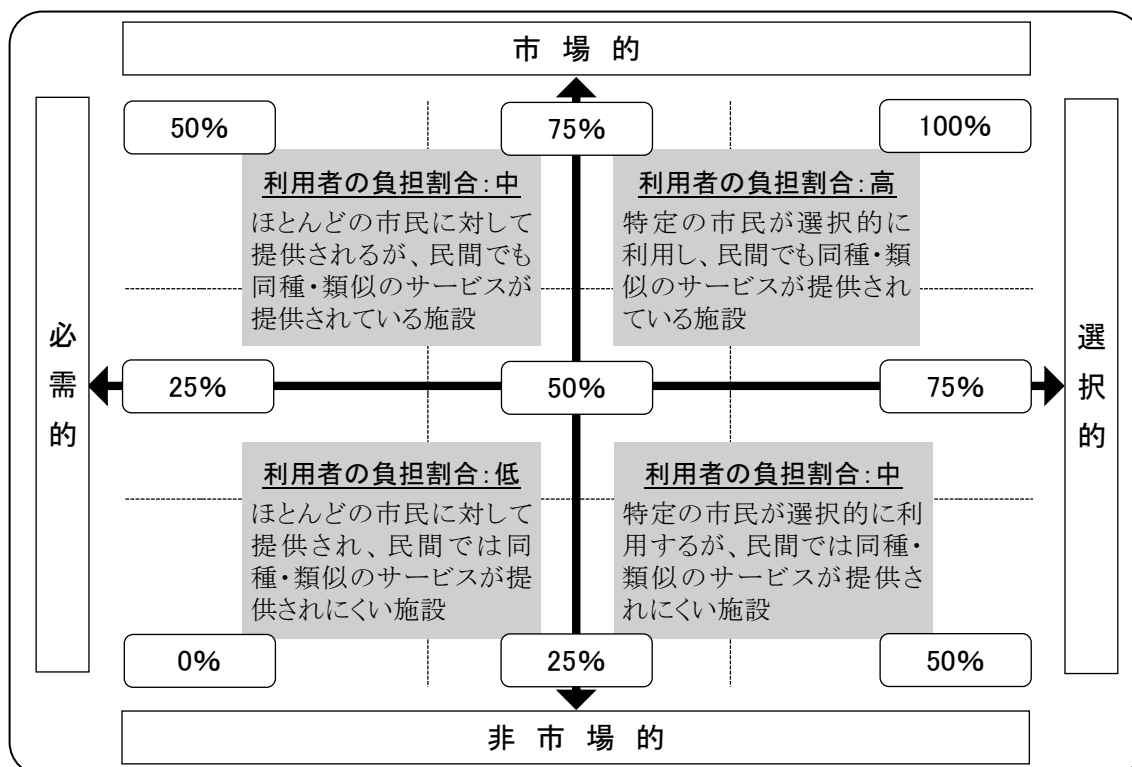
【選択性】

項目	内容	利用者負担
選択的	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために、特定の市民に対して提供される施設	高い
必需的	法律等により施設の設置が義務付けられ、ほとんどの市民に対して提供される施設	低い

【市場性】

項目	内容	利用者負担
市場的	民間でも同種・類似のサービスが提供されるもの	高い
非市場的	民間では同種・類似のサービスが提供されにくく、主に行政が提供するもの	低い

【公益性による利用者の負担割合】



【施設の区分による利用者の負担割合】

負担割合	施設の区分
100%	駐車場、キャンプ施設
75%	スポーツ施設、学校施設（開放）、公民館（ホール）、交流学习センター、高齢者福祉センター、商工施設、新規就農者住宅
50%	公民館、保健センター、博物館・資料館・記念館

4 基準単価の設定方法

(1) 基準単価の算出

スポーツ施設や会議室等の貸館部分がある施設等の一室あたりの基準単価及び博物館等の個人利用施設の基準単価は以下のとおり算定します。

ア 一室あたりの基準単価

一定の面積（1室、1面）を時間単位で使用するスポーツ施設や貸館部分の「一室あたりの基準単価」は、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの単価を計算した上で、使用する面積に応じて算定します。

① $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの単価

$$\frac{\text{経費 (施設の維持管理費用)}}{\text{利用可能面積}} \div \frac{\text{年間利用可能時間 (開館日数} \times \text{開館時間)}}{\text{年間利用可能時間}} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの単価}$$

②一室あたり1時間あたりの基準単価

$$\boxed{1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの単価}} \times \boxed{\text{利用面積}} \times \boxed{\text{利用者の負担割合}} = \boxed{\text{一室あたりの基準単価}}$$

イ 個人利用施設の基準単価

不特定多数の個人が同時に利用する施設の基準単価については、年間の利用者数に応じて算定します。

○個人利用施設の基準単価

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{経費} \\ \text{(施設の維持管理費用)} \end{array}} \div \boxed{\text{年間利用者数}} \times \boxed{\text{利用者の負担割合}} = \boxed{\text{個人利用施設の基準単価}}$$

(2) 基本料の設定

同一施設で、体育館のメインアリーナと控室のように利用面積が大きく違うケースがあり、小さい部屋の基準単価が極端に少なくなる場合があります。しかし、利用の面積の大小によらず、施設共通の経費が発生することから、平均的な管理費と維持費(電気料金、水道料金の基本料金)から基本料を設定し、いずれか高い額を使用料と設定します。

○基本料の算定式

①管理費

単価 A※	時間 B	金額 C(A×B)	事務費 D	事務費金額 E(C×D)	合計 F(C+E)	一日あたり G(Fの計)	1時間あたり H(G÷Bの計)
850円	8.0時間	6,800円	7.0%	476円	7,276円	11,610円	928.80円
900円	4.5時間	4,050円		284円	4,334円		

※ シルバー人材センター委託単価：8：30～17：00は850円/h、17：00～22：30は900円/h

②維持費

項目	基本料金 A	日数 B	開館時間 C	1時間あたり D(A÷B÷C)	計 E
電気料金※1	84,671.73円	30日	12.5時間	225.79円	281.30円
水道料金※2	20,819.00円			55.51円	

※1 電気料金：参考値・穂高会館(2020年4月分)単価425.70円×常時電力234kW×力率85%

※2 水道料金：安曇野市水道事業給水条例第24条 別表一般用口径75mm

○基本料

①+②の計 A	施設内利用区分数 B※	基本料 C(A÷B)
1,210.1円	6	200円(10円未満切り捨て)

※ 施設内利用区分数は、市内施設の平均利用区分数の6とする。

なお、スポーツ施設ではメインアリーナは半面での使用も可能だが、1区分としてカウント

(3) 算出例

基準単価の算出及び基本料の設定を踏まえて、算出例を示します。

条件1 経費（施設の維持管理費用）：40,540,000 円
条件2 利用可能面積：3511.01 m²
条件3 年間利用可能時間：4,462.5 時間（開館日数：357 日×開館時間：12.5 時間）
条件4 利用者の負担割合：75%

ア 利用面積が 1,852.86 m² のケース

- ① 経費：40,540,000 円 ÷ 利用可能面積：3,511.01 m² ÷ 年間利用可能時間：4,462.5 時間
= 1 m²・1 時間あたりの単価：2,587 円（表示未満切り捨て）
- ② 1 m²・1 時間あたりの単価：2,587 円 × 利用面積：1,852.86 m² × 利用者の負担割合：75%
= 3,595 円 ≒ 3,590 円（10 円未満切り捨て）
- ③ **基準単価：3,590 円** > 基本料：200 円 のため、基準単価が使用料となります。

イ 利用面積が 16.71 m² のケース

- ① アと同じ
- ② 1 m²・1 時間あたりの単価：2,587 円 × 利用面積：16.71 m² × 利用者の負担割合：75%
= 32 円 ≒ 30 円（10 円未満切り捨て）
- ③ 基準単価：30 円 < **基本料：200 円** のため、基本料が使用料となります。

5 留意すべき事項

(1) 類似施設間の調整

スポーツ施設を例にとっても、各々の施設は規模や立地条件など様々な異なる条件の下に設置されています。利用面積がほぼ同じで同一目的で利用するには支障がない場合で、施設ごとに使用料の額にバラツキがあると利用者の理解を求めるのが困難なほか、利用希望施設が偏ることも懸念されます。

そのため、類似施設での使用料は、統一するよう配慮し、必要に応じて使用料を調整する必要があります。

(2) 近隣自治体等との調整

算出した使用料が近隣自治体の類似施設や民間施設と比較し、著しく高額となることによる利用の低下や、著しく低額となることにより民間の営利事業を圧迫する恐れが想定されます。

そのため、使用料の改定にあたっては、近傍の類似施設の状況を考慮する必要があります。

(3) 設備・備品等の使用料

照明や音響、調理器具等は、利用時間や利用方法によっては利用しない場合があります。この様に利用が選択可能な付帯設備や備品については、その利用にあたり、通常の使用料とは別にその負担を求めます。

(4) 激変緩和措置

使用料の見直しの結果、使用料が大幅に増加した場合、利用者負担の増加による混乱を招く恐れがあります。

そのため、激変緩和措置としての改定限度額を設定し、利用者の急激な負担とならないよう改定していくものとします。

使用料の改定限度額 上限：現行の使用料の1.5倍

(5) 効率的な施設運営の取組み

使用料は施設の維持管理に係る費用により算定されます。

そのため、業務の見直しによるコストの削減や稼働率の向上など効率的な施設の管理運営に取り組んだうえで、使用料の低減に努めていく必要があります。

また、施設の稼働率は、施設の使用料収入に大きく影響します。基準単価の設定にあたっては、稼働率を算定に反映させることも検討します。

6 減免制度の取扱い

減免はあくまでも政策的な特例措置であり、公益性や負担能力など基準を明確にして、受益者負担の原則、利用する人とならない人との負担の公平性を確保しなければなりません。

また、利用者与管理者にとってわかりやすい制度である必要があります。

そのため、減免率は、100%（免除）、50%（減額）とし、基準は以下のとおりとします。

【減免の基準】

区分	基準
100%免除	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が利用する場合
	市等が利用する場合
	市等が共催する場合
	市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合
50%減額	市等が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合
	市等が認めた施設の設置目的に資する団体が利用する場合

7 今後の進め方

公の施設の使用料の見直しについては、今回の負担割合の調査に加え、各施設の事情を含めた精査が必要となります。具体的な進め方として、令和3年度に更新を予定している公共施設白書の現況調書の作成に合わせ、施設の維持管理に関する経費と収入を把握し、負担割合の適正化を進めていくものとします。

また、使用料改正の際には、市民への説明する機会と周知期間を設けるなど最大限の配慮のうえ、進めます。

なお、公の施設の使用料に係る経費は、コスト削減の取組みや施設の利用状況、社会経済状況の変化により、変動していきます。今後も3年ごとの現況調書の更新に合わせ、本あり方も含めて見直しを実施していきます。